

開こう心の窓を

ちがっても なかよし



令和7年度 大分県人権ポスター 優秀賞作品

中津市立沖代小学校3年(当時) ^{しが ひなた} 志賀 陽向さん

令和7年度 中津市人権標語 優秀作品

なりたいな ^{まも}だれかを^{ひと}守れる そんな人

中津市立大幡小学校3年生(当時) ^{あ そ しま さ ら} 麻生嶋 幸来さん

はじめに



中津市では、「中津市人権を尊重する社会づくり推進条例」に基づき、市と市民の協働による、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを積極的に進めています。

近年、社会は急速に変化し、多様な価値観が共存する時代となりました。その一方で、インターネット上の誹謗中傷やヘイトスピーチ、ジェンダー差別、経済的格差などさまざまな人権課題が顕在化しています。こうした中、令和7年からは大規模プラットフォーム事業者に、誹謗中傷投稿の迅速な削除を要請する「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。また、「LGBT理解増進法」など新たな法律の整備により、性別や立場を問わず、すべての人々の人権を守るための仕組みが充実しつつあります。

これら最新の法律を広く周知するとともに、市民の皆様とともに、人権尊重の意識を育む活動を進めて参ります。

その一環として開催している「人権研修会」や「人権学習会」は、「いつでも、どこでも、なんにんでも」をモットーに、市内のさまざまな団体や企業の皆様に参加・受講していただいています。

この啓発資料「開こう心の窓」では、人権を尊重する社会づくりに向けた市の取り組みや、現代社会が直面する課題についてまとめています。家庭や地域、学校、職場など、さまざまな場でご活用いただき、人権について考え、互いを尊重し合う社会づくりの二歩としてお役立てください。

中津市長 奥塚 正典

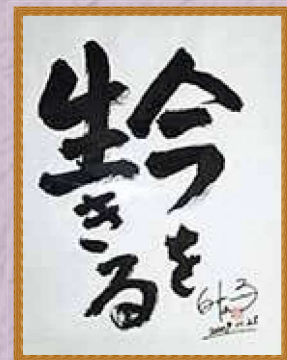
目次

・はじめに	2
・人権って何だろう	3
・「中津市人権を尊重する社会づくり推進条例」・「中津市男女共同参画推進条例」(抄)	4
・「女性の人権」(男女共同参画の先覚者 福澤諭吉)・(DV)	5
・「子どもの人権」(こども基本法・自己肯定感を育てよう!)	6
・「高齢者の人権」(中津市人口推移(高齢化率))	7
・「障がい者の人権」(障害者差別解消法・共生社会の実現をめざして)	8
・「同和問題」(部落差別解消推進法・人の値うち 江口 いと)	9
・「外国人の人権」(「外人」って差別用語?・日本の労働人口の急減と増える外国人労働者 中津市で居住する外国人・共に生きるために)	10
・「医療をめぐる人権」(ハンセン病とは・エイズとは・医療の進歩における患者の権利)	11
・「様々な人権」(ハラスメント・拉致された人々の人権問題)	12
・「様々な人権」(性的少数者・ネット社会の人権問題)	13
・人権問題の 基本理念(抜すい)・人権に関わる法律・条約等の制定状況	14
・「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)・本人通知制度	16

人権って何だろう



男であれ女であれ、
赤ちゃんであれ、
お年寄りであれ、
ひとつの命をもつて
生きていることに
ちがいはありません。
人間が人間らしく
大切にされて
生きていくこと。
それは、この世に生を受けただれもが
平等にもつている権利です。
お互いに相手を認めあい
人間らしく生きる権利、
それが人権です。



せつかく授かった命、
限られた命
どうせ生きるなら
いつも楽しく
今を大切に生きたい

第二十九回

「人権を守る市民の集い」
記念講演(平成21年度)

白井のり子さん

中津市人権を尊重する社会づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、社会的身分、門地、人種、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別や人権侵害をなくすための行動を促すとともに、市と市民の協働による真にすべての人々の人権を尊重する社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、互いに人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、人権に関する施策を効果的に推進するため、国及び県と連携するとともに、市民の人権意識の高揚を図る啓発活動及び人権問題に関する情報の提供等に努めるものとする。

(審議会)

第5条 市は、人権を尊重する社会づくりを推進するための総合的な施策について審議するために中津市人権啓発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 前項に規定する審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

中津市男女共同参画推進条例(抄)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本的理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3 市は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、事業として、その職場において自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、中津市男女共同参画推進懇話会に諮問するとともに、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前項2の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(中津市男女共同参画推進懇話会)

第21条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、中津市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

女性は男性に比べ、仕事上の待遇格差や家事・育児等の負担の大きさなど、様々な面で不利な扱いを受けてきました。しかし近年は、男女平等や女性の地位向上のための法整備により、女性の社会進出が進んできています。

一方、性暴力やDV、ハラスメントなどの問題についても法的な対策が進んでいますが、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定観念が根強く残り、男女平等の実現が遅れている現状があります。

女性が不当な扱いを受けず、安心して暮らせる社会の実現をめざして取り組みを進めます。

- 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり
- あらゆる分野(地域・労働・健康・福祉)への男女共同参画の推進
- 男女が共に働きやすい環境づくり
- あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実 など

男女共同参画の先覚者

福澤諭吉は明治三(一八七〇)年、中津に一時帰省したおり、「中津留別之書」という一文を書いています。

この書の中で諭吉は、一夫多妻や妾の公認、妻を用人のように扱って恥じる事のない当時の風潮を強く非難しました。男女間に『軽重の別』があつてはならず、夫婦は対等でなければならぬと説いています。

そして、一夫一婦で夫婦対等の下で子どもを育てることが子育ての基本であり、一人前の子どもが育つ要因であると述べています。

諭吉は、生涯を通じて男女同権、女性解放、女性の地位の向上などに全力を傾け、その晩年には「女大学評論・新女大学」を著しました。

この「中津留別之書」は、そのすぐれた先見性も注目され、今日の男女共同参画の基本理念にも十分通じるものがあると言われています。

注 留 別

旅立つ人があとに留まる人に別れを告げること(広辞苑)



福澤 諭吉

明治三年庚午十一月二十七日夜、
中津留守居町の旧宅敗絮の下に記す

ドメスティック・バイオレンス(DV)は重大な犯罪です!!

DVは身体に加えられる直接的な暴力だけでなく言葉によるもの、経済的なもの等もあります。DV被害でお悩みの方は、下記の窓口でお早めにご相談下さい。(プライバシーは厳守されます。)



内閣府DV相談サイト

大分県消費生活・男女共同参画 プラザ(アイネス)「女性総合相談」

月～金 9:00～16:30
(祝日・年末年始を除く)
#8008(☎097-534-8874)

女性相談支援センター

電話相談 月～金9:00～21:00
土日祝13:00～17:00、18:00～21:00
来所(予約制) 月～金9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)
☎097-544-3900

中津警察署

月～金 9:15～18:00
(祝日・年末年始を除く)
☎0979-22-2131
大分県警察本部広報課警察安全相談
#9110(☎097-534-9110)

DV

配偶者やパートナーからの暴力
で悩んでいるあなたへ
【主な相談窓口】

中津市役所

人権・同和対策課
月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)
☎0979-22-1229(直通)

おおいた性暴力救援センター 「すみれ」

24時間365日※夜間(20:00～翌朝9:00)、
土日祝日・年末年始は、コールセンターが対応します。
#8891(☎097-532-0330)

秘密厳守
相談無料

大分地方法務局「みんなの人権110番」

月～金8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
(全国統一番号)ナビダイヤル 0570-003-110
自動音声ガイダンスに従い、1番を入力すると、女性の人権問題に関する相談が可能。



法務省人権擁護局
フロントページ

子どもは一人の人間として尊重され、守られるべき存在です。しかし、いじめや児童虐待、体罰、性被害など、子どもが被害を受ける問題は深刻で、他にも不登校・貧困と格差・ネット被害・ヤングケアラーなどの問題も注視されています。

その解決のため、相談体制の強化や子育て支援制度の充実が必要です。また子どもが「権利の主体」であることを認め、意見を尊重し、多様性を認めるなど、子どもの成長を支援する取り組みを進めます。

- 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 ●子育て支援の推進
- 児童虐待防止対策の推進 ●子どもの健全育成環境の整備・いじめや不登校等に対する取り組みの推進 など

～こども基本法～(令和5年施行)

令和5年4月1日より、「こども基本法」が施行されました。

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在であり、自分らしく幸せに成長でき暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法は、こうした社会を目指して、**こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律**です。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法がつけられました。**こども施策の基本理念などを明確にし、国や道府県、市区町村など社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていきます。(こども家庭庁ホームページより)



自己肯定感を育てよう! 志を持って前向きに生きる子どもであるために

自己肯定感とは、「**自分が好き**」と**思える感情**です。できること・できないことがあっても、ありのままの自分を大切に思える感情のことです。

最近の子どもは自己肯定感が低い傾向にあり、「自分は何をやってもダメな人間だ」と感じるのが、「よくある」「時々ある」と答える子どもが多くみられます。「あなたの良いところは?」と尋ねられてもあまり答えられず、「良くないところは?」と聞くとたくさん出てきます。

このような現代の子どもたちの自己肯定感を育てるために、**子どもを認め、ほめる言葉をもっと増やしましょう。**私たちは無意識のうちに子どもの自己肯定感を傷つける言葉を使っています。

ほめる時は、子どものよい行動を具体的にほめ、結果ではなく努力をほめましょう。人と比べてほめるのではなく、本人の成長したところをほめましょう。

叱る時は、感情的にならず落ち着いて叱りましょう。人格を叱るのではなく、行動を叱るようにしましょう。

子どもを一人の人として認めて見守り、**子どもの自主性に目を向け、認めてほめることが、子どもの自己肯定感を高めることにつながります。**

ヤングケアラーとは?

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーはどれくらいいるのかの調査では、回答した中学2年生の約17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答しています。(令和2年度に中学2年生・高校2年生を対象にした厚生労働省の調査)

SNS相談・電話相談・オンラインコミュニティなど、相談できる場所が広がっています。辛いときは、学校の先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・親戚の人など信頼できるまわりの大人に、頼ることが大事です。(こども家庭庁特設ホームページより)



ご相談・お問合せ先



あなたの相談窓口ナビ
_政府広報オンライン

(法務省)
子どもの人権110番
☎0120-007-110
(全国共通・無料)
8:30~17:15
※土・日・祝・平日の時間外は
留守番電話です。

(文部科学省)
24時間子供SOSダイヤル
☎0120-0-78310
(なやみ言おう)
通話無料
24時間受付年中無休

(こども家庭庁)
児童相談所虐待対応ダイヤル
☎189(いちはやく)
通話無料
24時間受付
※お近くの児童相談所につながります。

平均寿命の伸びや少子化を背景に、高齢化が急速に進行しており、中津市においても高齢化率が30%を超え、市民の10人に3人が高齢者という状況になっています。高齢者は豊かな知識と経験を持ち、地域で交流し趣味を楽しみながら生き生きと暮らす権利があります。しかし、介護における虐待や財産の不正処分など、高齢者の人権が侵害される問題が社会問題となっています。

高齢者になっても社会貢献出来る体制を整えるのと同時に、高齢者が安全に暮らせるよう、家族だけでなく地域全体で支援ができる“あったかいまちづくり”をめざします。

- 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
- 保健福祉サービスの充実
- 高齢者の権利擁護の推進
- 高齢者虐待防止対策の推進
- 高齢者の生きがい対策の推進
- 地域福祉の推進 など



認知症の方々には次のようなかかわり方が大切です



ご家族は「一人で抱え込まないで相談を」
 周囲の方は「偏見をもたずにあたたく見守りましょう」

ご相談・お問い合わせ先

【医療】

- 中津市役所 保険年金課 高齢者医療係
☎:0979-62-9068(平日8:30～17:00)

【悪質商法などの消費者トラブル・出前講座 消費者問題法律相談】

- 中津市消費生活センター
中津市役所 市民安全課内
☎:0979-22-1120(平日8:30～17:00)

【高齢者虐待】

- 中津市役所 介護長寿課 高齢者福祉係
☎0979-62-9807(平日8:30～17:00)
- 高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)
いずみの園(今津・大幡・如水) ☎0979-62-9000
平日・土・祝日 8:30～17:30
三光園(小楠・鶴居・三保・和田) ☎0979-53-9820
平日・土 8:30～17:30
創生園(豊田・沖代) ☎0979-24-6015
平日・土・祝日 8:00～18:00
村上(北部・南部) ☎0979-23-0833
平日・土 8:30～17:00
社協(三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国) ☎0979-26-4040
平日 8:30～17:30

障がい者が車椅子での乗車を拒否されたり、住居の入居を断られるなど、差別や偏見に基づく事案が発生しています。障がい者が自立し、安心して社会に参加できるためには、障がいへの理解と必要な配慮が不可欠です。

すべての人が障がいの有無に関係なく社会のあらゆる分野で活躍できるように、人格と個性を尊重し、互いに支え合える共生社会の実現をめざして取り組みます。

- 障がいのある人への理解を深める教育・啓発の推進
- 地域生活の支援の充実
- 自立と社会参加の促進
- 障がいのある人の権利擁護の推進
- 障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備 など

～障害者差別解消法～(平成28年施行)

平成28年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざします。

この法律では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。令和3年5月に改正され、民間事業者における合理的配慮が、国や地方公共団体と同じように義務となります。

「不当な差別的取扱い」

障がいを理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為。

「合理的配慮の不提供」

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行わないこと。(合理的配慮とは、「車いすの高さに合わせた机を用意する」「手話や筆談などでコミュニケーションをとる」など負担が重すぎない範囲で対応すること。)

共生社会の実現をめざして～ユニバーサルデザインって?～

障がいのある人に使いやすいデザインは、障がいのない人や高齢者にも使いやすい商品であるという発想で生まれたものがユニバーサルデザインです。

今日では、物・施設・サービスなど様々な工夫と配慮がされていて、「すべての人のためのデザイン」といわれています。

【ユニバーサルデザインの例】

例① ペットボトル



胸部の凹みに指がすっぽり収まるので、手が安定して持ちやすくなっています

例② バリアフリートイレ



手すり、ベビーシートも装備され「どなたでもご利用ください」の表示があります

例③ 自動販売機



低い位置にコイン投入口や購入ボタン等を設置し、障がい者の方や子どもも購入しやすくなっています

障がいのある人にかかわるマーク



障がい者のための国際シンボルマーク



視覚障がい者のための国際シンボルマーク



身体障がい者標識(車に表示するマーク)



聴覚障がい者標識(車に表示するマーク)



外見で分かりにくい聴覚障がいを示すマーク(耳マーク)



様々な施設等での身体障がい者補助犬同伴の受入れを啓発するマーク(ほじょ犬マーク)



人工肛門・人工膀胱を使用している人のための設備があるトイレを表すマーク(オストメイトマーク)



外見ではわかりにくく、様々な誤解を受けやすい内部障がい・内臓疾患のある人を表すマーク(ハート・プラスマーク)



内部障がいや妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせることができるマーク(ヘルプマーク)



耳が聞こえない人、外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、筆談による対応ができるところが掲示できるマーク

●ご相談
●お問い合わせ先

中津市障がい者等基幹相談支援センター
☎871-0021 中津市沖代町1-1-11
(中津市教育福祉センター内)

☎0979-26-1555(月曜日～金曜日8:30～17:00)
※土・日・祝・年末年始12月29日～1月3日はお休みです
(虐待専用)☎0979-26-1226 24時間365日対応

中津市役所 福祉支援課 障害福祉係 ☎0979-62-9802 (平日8:30～17:15)

差別解消に向けた33年にわたる同和対策事業により、実態的差別の解消は一定の成果を収めました。しかし、交際、結婚の反対、就職ができない等の心理的差別は無くなっていません。最近では、インターネット上の掲示板等に被差別部落を特定するような悪質な書き込み等が後を絶ちません。

人権問題の中心的課題である同和問題の解決のために、今後も積極的に学習会・研修会などの啓発活動を推進します。

- 人権・同和教育及び啓発の推進 ●社会福祉の向上 ●雇用の安定向上 ●生活環境の向上 ●心理的差別の撤廃
- 関係行政機関・各関係団体との連携強化 ●えせ同和行為の排除 ●相談・支援体制の充実 など

～部落差別解消推進法～(平成28年施行)

平成28年12月16日より、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律では「**現在もなお部落差別が存在する**」、「**部落差別は許されないもの**」と明確に示されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。(全文は背表紙参照。)

人の値うち

江口 いと



愛媛県宇摩郡土居町の漁村に生まれ8人兄弟の末っ子で7歳のときに父をなくす。
やさしい夫に召集令状が届き、帰らぬ人となりました。
当時、長男は1歳2ヶ月で、長女は45日でした。
2009年6月に死去(享年96歳)

何時(いつ)かもんぺをはいて
バスに乗ったら
隣座席の人は私を
おばはんと呼んだ
戦時中よくはいたこの活動的なものを
どうやらこの人は年寄りの
着物と誤っているらしい

よそ行きの着物に羽織(はおり)を着て
汽車に乗ったら

人は私を奥さんと呼んだ
どうやら人の値うちは
着物で決まるらしい

講演がある

何々大学の先生だといえ

内容が豊くとも

人々は耳をすませて聴(き)き

よかつたという

どうやら人の値うちは

肩書(かたがき)で決まるらしい

名も無い人の講演には
人々はそれぞれと帰りを急ぐ
どうやら人の値うちは
学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが

部落にお嫁に来る

でも生まれた子どもはやっぱり

部落の子だと言われる

どうやら人の値うちは

生まれた所によって決まるらしい

人々はいつの日

この過(あやま)ちに気付(きづ)くで

あろうか

『青葉図書「荊を越えて」より』

部落差別につながる身元調査は
しない決心・させない勇気!

日本で生活する外国人の人数は年々増加傾向にあり、2025(令和7)年6月には、395万人の外国人が日本で生活しています。また中津市でも3,100人を超える外国人が居住しており、今後も増えることが予想されます。

異なる言語や文化、習慣などの違いから、外国人に関する人権問題が多く発生しており、社会全体で偏見や差別をなくし、お互いの違いを認め、理解し合うことで、多様性を尊重できる共生社会の実現をめざします。

●相互理解のための教育・啓発・交流活動の推進 ●外国人が安心して暮らせる生活環境の整備 など

「外人」って差別用語？

辞書(広辞苑)で「外人」という言葉は「仲間以外の人」「敵視すべき人」「外国人、異人」という意味になります。外国人が「外人」と呼ばれるときに疎外感を感じる場合もあり、差別の意味合いが残ります。「外国人」と呼ぶのが、相手を尊重したごく自然な表現です。

日本の労働人口の急減と増える外国人労働者

- 少子化に歯止めがかからず、一層の高齢化が進み労働人口が急減しています。
- 外国人労働者は2000年に20.7万人、2015年に90万人を超え、2024年10月末には230万人となり過去最高を更新しています。(厚生労働省統計)(永住者等を除く)

中津市で居住する外国人 2025(令和7)年12月31日現在

- ・3,147人(男性2,136人・女性1,011人)
- ・国籍別 ミャンマー1,280人 インドネシア625人 ベトナム522人 フィリピン179人 韓国156人 中国87人 ネパール56人 アフガニスタン35人 インド18人 朝鮮(北朝鮮)17人 モンゴル17人 セネガル11人 など

共に生きるために

人間が人間らしく大切にされて生きていくこと、それは誰もが持っている権利です。国際化が進む今日、多文化、多民族社会であるという認識とお互いの文化を尊重し合い、偏見や差別のない共に生きる社会の実現をめざすという考え方が必要です。

違いは時に摩擦や争いの種にもなりますが、お互いに刺激を与え、理解し合うことから新しい文化や人々の活動が生まれ、生き生きとした地域社会が形作られるのではないのでしょうか。

中津市でも、盆踊り大会など地域行事への参加のお誘いやごみ出しルールの周知など、地域レベルでの取り組みもされています。

外国人を「お客様」としてではなく信頼できる「隣人」として迎え入れたいものです。



中津市外国人総合相談センター Nakatsu Information & Support Center

☎0979-62-9955 ✉info@nakatsu-isc.com

Please
contact
us

【場所】

サンリブ中津1階

【対応言語】

やさしい日本語、英語、中国語、フィリピン語

※その他の言語にも対応します。



中津市外国人総合相談センター
ホームページ

窓口開設日時

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
休日 holiday			15:00~19:00			13:00~19:00

ご相談・お問い合わせ先

Foreign-language Human Rights Hotline.

外国語人権相談ダイヤル(ナビダイヤル)

(平日9:00~17:00)

Weekdays



☎0570-090-911



(法務省人権擁護局)

中津市役所

(平日8:30~17:15)

総合政策課

☎ 0979-62-9033(直通)

※R6から、市民環境部総合政策課が窓口

人権・同和対策課

☎ 0979-22-1229(直通)

ハンセン病やエイズのような感染症や難病などの患者は、病気への理解や知識不足から、感染者やその家族が偏見や差別を受けるケースが後を絶ちません。また知識がある程度普及した現在においても、感染者に対する差別や偏見がなくなっていないのが現状です。

病気の様々な状態にある人々が自分らしく生きる社会こそ、みんなが共生できる自由な社会です。患者や元患者、その家族に対する差別や偏見をなくし、理解を広めるため、正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

●正しい知識の普及・啓発及び相談・支援体制の充実 ●人権に配慮した保健医療の推進 など

ハンセン病とは

- ・遺伝病ではありません。・感染力の極めて低い細菌による病気です。
- ・優れた治療薬で治ります。・早期に治療すれば、体に障がいが残ることはありません。
- ・わが国には感染源になるものはほとんどありません。
- ・ハンセン病は、治療中でも治療終了後も社会で共に学び・働き・一緒に過ごすことができる普通の病気です。

エイズ(後天性免疫不全症候群)とは

○HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染しておこる病気です。

ここ数年、日本では新たなHIV感染者及びAIDS患者が確認されており、累計では3万人を超えています。

○HIVに感染すると、だんだん体の中の抵抗力が弱り最後にエイズという病気になります。

- 感染経路は3つ
- ①性行為による感染
 - ②血液を介しての感染
 - ③母から赤ちゃんへの母子感染

HIV感染症を調べる血液検査

大分県北部保健所では、無料かつ匿名で検査を受けられます。即日(迅速)検査を実施しており、検査の所要時間は1時間です。(検査は事前の予約が必要)

エイズ検査に関するお問い合わせ先 大分県北部保健所(中津)
☎0979-22-2210(平日8:30~17:15)

この場合は伝染(感染)しません



(厚生労働省ホームページより)

医療の進歩における患者の権利

医療は日々進歩しており、様々な領域で新たな発見があり、新たな治療法や医薬品が開発されています。そこで、知識の乏しい患者や家族がいろいろな情報を集め、医師から病名や症状などについて十分な説明や意見を聞き、選択肢やリスクを理解した上で納得して治療法を決定するのは当然の権利です。

ここでは「インフォームド・コンセント」と「セカンド・オピニオン」について簡単に説明します。

【インフォームド・コンセント】

インフォームド・コンセントとは「十分な説明と同意」と訳されます。これは医師と患者との関係を規定した概念で、医療現場において医師が患者に病名、病状などを正しく伝え、治療法などについて患者の同意を得ることをいいます。

【セカンド・オピニオン】

主治医から十分な説明を受けたとしても、患者やその家族は「本当にそうなのか」「他にもっとよい治療法があるのではないか」といった疑問をもつのは当然のことです。

その際に主治医以外の医師の意見を聞くのがセカンド・オピニオンで、日本語に直訳すれば「第二の意見」です。

人権について困ったことがあれば、ひとりで悩まずご相談ください。

感染症に関連した偏見や差別をなくしましょう

(法務省ホームページより)

https://www.moj.go.jp/JINKEN/stop_coronasabetsu.html



人権相談窓口

◆みんなの人権110番(平日8:30~17:15) ナビダイヤル



0570-003-110

前述までの人権問題に加え、近年、私たちの社会は急速に変化しており、さまざまな人権問題が存在しています。

ハラスメント(職場や学校での嫌がらせ)は、誰もが安全に働き、学ぶ権利を侵害します。性的少数者(LGBTQ+)の人々が平等に扱われることも重要であり、性別に関わらず誰もが自分らしく生きることが保障されています。さらに、ネット社会においては、誹謗中傷やプライバシー侵害が深刻な問題となっており、オンラインでの人権尊重が求められています。

ハラスメント

人の尊厳を傷つけ、精神的・肉体的な苦痛を与える「嫌がらせやいじめ」のことです。

近年の人々を取り巻く社会の変化の中で、働く人々の役割、責任、意識が変化し、職場におけるハラスメントの問題が増加傾向にあります。

その原因として考えられるものに、職場で働く人々の価値観の違いや仕事上の役割に対する意識の違いなどから起こる各種のギャップ、女性や労働者など弱者を保護する法律の制定が考えられます。

(1)ハラスメントをしないために認識すべき事項

【意識の重要性】

- お互いの人格を尊重し合うこと
- お互いが大切なパートナーである意識を持つこと
- 性別により差別しようとする意識をなくすこと

【基本的心構え】

- ハラスメントは、人によっては受け止め方が異なるので、受け止める相手の立場に立って判断すること

(2)ハラスメントの種類

- ・セクシュアルハラスメント(セクハラ)
- ・パワーハラスメント(パワハラ)
- ・アルコールハラスメント(アルハラ)
- ・カスタマーハラスメント(カスハラ)

この他にも、多くのハラスメントが存在します。



(3)ハラスメントと法律

職場におけるハラスメント防止対策が強化されています!

労働施策総合推進法の改正により、令和2年から職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。令和4年からは中小事業主も義務化され、取り組みを行うために、制度や啓発など広く考えていく必要があります。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ①優越的な関係を背景とした
 - ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
 - ③就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)
- ※適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

ご相談・お問い合わせ先

職場で受けたハラスメントについては
都道府県労働局雇用環境・均等室へ
(大分) ☎097-532-4025
8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

あかるい職場応援団(厚生労働省が運営)

総合労働相談コーナー
☎0120-714-864(平日9:00~17:00)



ご相談・お問い合わせ先 中津市役所人権・同和対策課 ☎ 0979-22-1229(直通) 平日8:30~17:15

拉致された人々の人権問題

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題について関心と認識を深めていくことが大切です。(法務省ホームページより)

12月10日~16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

中津市では、上記週間の取り組みの一つとして、市役所市民ホールにて「アニメめぐみ」の上映などを行っています。「アニメめぐみ」は、法務省ホームページで閲覧もしくは、ダウンロードできます。



また、刑を終えた人や犯罪被害者、その家族に関する人権問題も、それぞれが抱える現状と支援の必要性に焦点が当てられています。社会はますます複雑化し、新たな課題も生まれており、これらの問題を解決するためには、法律や制度の強化だけでなく、社会全体の意識改革が欠かせません。

異なる要素や背景を理解し合い、お互いを個々の人格として尊重し、共生する社会を築いていく必要があります。

- ハラスメント ●性的少数者(LGBTQ+)の人々の人権 ●思い込み、六曜、迷信
- プライバシーの保護 ●ネット社会の人権 ●アイヌの人々の人権 など

性的少数者(LGBTQ+)とは・・・

L レズビアン(女性の同性愛者) **G** ゲイ(男性の同性愛者)
B バイセクシュアル(両性愛者) **T** トランスジェンダー(からだの性とこころの性が一致しない人)
Q クエスチョニング(自分の性的指向や自認についてまだよくわからない人)
 の頭文字をとって、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を表す言葉の1つです。
 上記に「+」をつけることで、「LGBTQ」に当てはまらない多様な性を表現します。

性の多様性について考える

性的指向に関して、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対して、根強い偏見や差別があります。また性自認に対して、からだの性と心の性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされている人々がいます。こうした偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

性的指向・・・どのような性別の人を好きになるか **性自認**・・・自分の性をどのように認識しているか

性表現・・・「見た目の性」とも呼ばれる。服装・仕草・言葉づかいなど

SOGIE(ソジー)という新しい概念

「SOGI」とは性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった総称で、性表現(Gender Expression)を合わせて、「SOGIE」と表現することもあります。

「SOGIEハラ」とは、個人の性的指向をからかったり、自認する性を認めなかったりすることです。また、本人の了解なく第三者に暴露すること(アウトティング)は、重大な人権侵害に当たります。

ご相談先

大分県「LGBT等に関する相談窓口」☎070-4793-4407(毎週水曜・金曜 19:00～22:00)
 ※大分県公認心理師協会に所属する公認心理師や臨床心理士が対応します。(通話料はかかります)

令和6年4月より大分県パートナーシップ宣誓制度が始まりました!

パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いが人生のパートナーであるということを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

ご相談・お問い合わせ先:大分県人権尊重・部落差別解消推進課 ☎097-506-3172



ネット社会の人権問題

インターネットはコミュニケーションの輪を広げる便利なツールです。しかしSNSなどを利用した誹謗中傷の書き込みや、犯罪被害者やその親族の個人情報などをネット上への掲載など、使い方によっては他人の人権を侵害してしまいます。ルールやモラルを守って利用することが大切です。



迅速な助言
「違法・有害情報相談センター」
 (総務省)Webにて24時間受付
<https://www.ihaho.jp>



削除要請・助言
「人権相談」
 (法務省)
https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html



プロバイダへの連絡
「誹謗中傷ホットライン」
 (セーフティーインターネット協会)
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>



～情報流通プラットフォーム対処法～(令和7年施行)

令和7年4月1日より、プロバイダ責任制限法が改正・改題され、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法、情プラ法)が施行されました。

インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害、名誉棄損などに対して、被害者の救済を強化するための法律で、特に大規模プラットフォーム事業者に対して、権利侵害への迅速な対処と透明性の確保が義務付けられました。

大規模プラットフォーム事業者に対して、以下の義務が課されました

- ・削除申請を受けた場合、事業者は原則7日以内に削除の判断を行い、その結果を申請者に通知しなければならない
- ・誰でも簡単に削除申請ができるよう、わかりやすい専用のオンライン窓口の設置が義務付けられた
- ・「どんな投稿が削除対象になるのか」という具体的な基準をあらかじめ公表し、運用状況の報告・公開が必要

人権問題の基本理念(抜すい)

世界人権宣言 (抄) 1948(昭和23)年12月10日採択

第2条1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

日本国憲法 (抄) 1947(昭和22)年5月3日施行

基本的人権

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

個人の尊重と公共の福祉

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

平等原則

第14条 第1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (抄) 2000(平成12)年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

別紙1

人権に関わる法律・条約等の制定状況

分野	名称(略称)	施行年・発効年等
基本	国際連合憲章	1945(昭和20)年
	同和対策審議会答申	1965(昭和40)年
	国際人権規約(社会権規約・自由権規約)	1979(昭和54)年
	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 【同和対策事業特別措置法・地域改善対策特別措置法より改称】	1987(昭和62)年
	「人権教育のための国連10年」	1995(平成7)年
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)	2016(平成28)年
	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	2016(平成28)年
女性	女子差別撤廃条約	1985(昭和60)年
	男女雇用機会均等法【勤労婦人福祉法から改称】	1986(昭和61)年
	育児・介護休業法	1992(平成4)年
	男女共同参画社会基本法	1999(平成11)年
	男女共同参画基本計画	2000(平成12)年
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	2001(平成13)年
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	2015(平成27)年
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	2018(平成30)年
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	2000(平成12)年
	AV出演被害防止・救済法	2022(令和4)年
子ども	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)	2024(令和6)年
	学校教育法	1947(昭和22)年
	児童福祉法	1948(昭和23)年
	少年法	1949(昭和24)年
	児童憲章	1951(昭和26)年
	児童の権利宣言	1959(昭和34)年
	児童の権利に関する条約	1994(平成6)年
	児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	1999(平成11)年
	児童虐待の防止等に関する法律	2000(平成12)年
	次世代育成支援対策推進法	2005(平成17)年
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	2009(平成21)年
	こども基本法	2023(令和5)年

※条約は日本で効力が発生した年(発効年)を記載

分野	名称(略称)	施行年・発効年等
高齢者	老人保健法	1983(昭和58)年
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 【中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法から改称】	1986(昭和61)年
	高齢社会対策基本法	1995(平成7)年
	高齢者の居住安定確保に関する法律	2001(平成13)年
	介護保険法	2000(平成12)年
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	2006(平成18)年
	高齢者の医療の確保に関する法律【老人保健法から改称】	2008(平成20)年
	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	1993(平成5)年
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	2006(平成18)年
外国人	出入国管理及び難民認定法	1951(昭和26)年
	人種差別撤廃条約	1969(昭和44)年
障がい者	障害者の雇用促進等に関する法律	1960(昭和35)年
	障害者基本法	1970(昭和45)年
	身体障害者補助犬法	2002(平成14)年
	発達障害者支援法	2005(平成17)年
	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 (教科書バリアフリー法)	2008(平成20)年
	障害者総合支援法【障害者自立支援法から改称】	2013(平成25)年
	障害者の権利に関する条約	2016(平成28)年
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	2016(平成28)年
医療	公害健康被害の補償等に関する法律	1974(昭和49)年
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1999(平成11)年
	ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律	2001(平成13)年
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	2009(平成21)年
その他	行政不服審査法	1962(昭和37)年
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	1966(昭和41)年
	消費者保護基本法	1968(昭和43)年
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	1981(昭和56)年
	行政手続法	1994(平成6)年
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)	1997(平成9)年
	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	2000(平成12)年
	ホームレスの自立支援等に関する特別措置法	2002(平成14)年
	個人情報の保護に関する法律	2003(平成15)年
	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	2004(平成16)年
	公益通報者保護法	2006(平成18)年
	犯罪被害者等基本法	2005(平成17)年
	更正保護法	2008(平成20)年
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	2019(令和元)年
	後見登記等に関する法律(成年後見制度等関連四法、後見登記法)	2000(平成12)年
	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律	2019(令和元)年
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	2023(令和5)年
	情報流通プラットフォーム対処法【プロバイダ責任制限法から改称】	2025(令和7)年

※条約は日本で効力が発生した年(発効年)を記載

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

部落差別のない社会を実現するために、2016(平成28)年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されました。

同和問題は、自分には関係のないことだと思っていませんか?「寝た子を起こすな」、「自分には無関係だ」とする考えは、差別を容認してしまうことにつながります。「限られた人だけの問題だ」と無関心にならず、正しい知識を身につけるとともに、差別を受ける側の立場に立ち、私達一人ひとりが「どうすれば差別がなくなるか」を考え、行動することが大切です。

誰もが幸せに暮らせる差別のない社会の力ぎは、私達一人ひとりが握っています。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成二十八年十二月十六日
法律第百九号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

住民票の写し等の第三者交付に係わる本人通知制度

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、事前登録した本人に交付したことをお知らせする制度です。不正請求の抑止、不正取得の早期発見及び個人の権利侵害防止の効果が期待されます。

中津市では平成25年1月1日より『本人通知制度』を実施しています。

【お問い合わせ先】 中津市役所 市民課 ☎0979-22-1118
三光支所 総務・住民課 ☎0979-43-2050 本耶馬溪支所 総務・住民課 ☎0979-52-2211
耶馬溪支所 総務・住民課 ☎0979-54-3111 山国支所 総務・住民課 ☎0979-62-3111

人権研修会・学習会を開催しませんか!!

市では、「いつでも、どこでも、なんにんでも」をモットーに、無料で人権啓発専門講師を派遣しています。あなたの会社や自治会、グループなどで、人権研修会・学習会の開催をご検討ください。お申込み、お問い合わせは人権・同和対策課まで。



インターネットからも
お申し込みができます。

中津市 総務部 人権・同和対策課

令和8年4月発行

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

☎ 0979-22-1229(直通) FAX 0979-24-7522

http://www.city-nakatsu.jp E-mail:j-jinken@g.city-nakatsu.jp